

令和4年第9回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和4年9月1日（木）午後2時00分から午後3時15分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	大澤 正幸、中村 茂、小林 司朗、奥村 久光、若尾 英夫、玉木 武義、 奥村 武司、伊藤 卓、奥村 富雄、栗本 京治、樋口 孝男、中根 章子
農地利用最適 化推進委員	熊澤 政行、佐橋 和弘、勝野 仁司、奥村 廣二、飯田 繁好、鈴木 好則、 奥村 松市、奥村 榮造、三宅 静喜
欠席委員	菱川 幸夫、可児 博恭
事務局	課長 後藤道広、係長 山口嘉之、再任用職員 前田 晃
議案	第46号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第47号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用 許可申請に対する意見について 第48号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見に ついて 第49号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第50号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対す る決定について 第51号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計 画案に対する意見について
事務局	開会に先立ちまして、事務局よりお知らせします。 本日、会長の菱川幸夫委員が所用のため欠席をしておりますので、副会長の大澤正幸委 員に議長をお願いします。
議長	会長が欠席のため、副会長の大澤が議長を務めさせていただきます。 議事進行にご協力をお願いいたします。 皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和4年第9回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に 大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、1番、菱川幸夫委員、7番、可児博恭委員から欠席届が提出 されておりますので、12名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、9名です。 これより令和4年第9回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、3番中村茂委員、4番小林司朗委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案第46号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。
事務局	それでは、事務局に説明を求めます。
事務局	日程第2、議案第46号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について説明します。
	今月の申請は、2件です。
	受付番号1番は、今渡の方が農地転用の許可を求めるもので、今渡地内で、5棟の戸建て賃貸住宅を建築するとのことです。
	立地基準判定は、第3種農地となります。
	その他、一般基準判定等については資料のとおりです。
	周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック及びフェンスを設置するとのことです。
	開発協議が必要な案件で、まちづくり条例による協議申請済みです。
	受付番号2番は、今渡の方が農地転用の許可を求めるもので、今渡地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅（離れ）を建築するとのことです。
	立地基準判定は、第3種農地となります。
	その他、一般基準判定等については資料のとおりです。
	周辺農地への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。
	以上の案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。
議長	只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。
熊澤委員	受付番号1番、2番、今渡お願いします。
	推進委員1番の熊澤から現地確認の報告をします。
	受付番号1番は、今渡地内の大型店舗の東の農地に戸建賃貸住宅5棟を建築する申請です。上下水道ともに整備されており、雨水は道路側溝へ排水、土地改良区の同意もあり、隣地所有者への説明も済んでおり、問題ないと思います。
	受付番号2番は、今渡鳴子地内で、住宅に隣接する農地を転用して離れを建築するための申請です。雨水は道路側溝への排水で、離れの建築で問題ないと思います。
議長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	【質疑なしの声多数】
議長	ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
	議案第46号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	異議ないものと認め、議案第46号は原案のとおり許可相当として、市に進達すること

に決しました。

議 長

続きまして、日程第3、議案第47号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

なお、受付番号6番の案件が、日程第4、議案第48号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号1番、2番の案件と関連しておりますので、併せて審議します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局

日程第3及び日程第4を併せて説明します。

日程第3、議案第47号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転9件、賃借権の設定1件、使用貸借権の設定2件の合計12件です。

日程第4、議案第48号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転2件です。

それでは、5条から順次説明します。

受付番号1番は、今渡の方と今渡の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めめるものです。

転用事業者は、今渡地内で、隣接地を一体利用して物置を建築し、駐車場を整備することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置することです。

受付番号2番は、下恵土の方と土田の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めめるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、1棟の共同住宅を建築することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置することです。

開発協議が必要な案件で、まちづくり条例、都市計画法の協議申請済みです。

受付番号3番は、下恵土の方と岐阜市の法人が、賃借権の設定で、一時転用許可を求めめるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、電気事業資材置場の敷地にするすることです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありませんが、工事中区画柵を設置することです。

一時転用期間は、許可日から令和5年3月31日までとなります。

受付番号4番は、土田の方と名古屋市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、15区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

開発協議が必要な案件で、まちづくり条例、都市計画法の協議申請済みです。

受付番号5番は、土田の方と東京都の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、2棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及びフェンスを設置するとのことです。

受付番号6番は、土田の方と大阪府の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用してアパート入居者が利用する庭を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

事業計画変更、受付番号1番及び2番と同時申請となります。

事業計画変更、受付番号1番は、土田の方と大阪府の法人が、売買による所有権移転で、事業計画変更の承認を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用してアパート入居者が利用する庭を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

当初、事業計画者は、所有するアパート入居者の駐車場を整備するとして、5条での転用許可を得ましたが、アパート敷地との間に1メートルほどの段差があり、車の乗り入れが難しく断念しました。今回、アパートと併せて当該農地を事業承継者に譲渡することとなり、承継者は、当該農地をアパート入居者用の庭として整備するとのことです。

なお、申請地には砕石が入っており、農地性はありません。

事業計画変更、受付番号2番は、土田の方と大阪府の法人が、売買による所有権移転で、事業計画変更の承認を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用してアパート入居者が利用する庭を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

事業計画変更の理由等は事業計画変更、受付番号1番と同じですが、この案件は、当初4条での転用許可を得ているため、別途事業計画変更申請が提出されています。

こちら、申請地には碎石が入っており、農地性はありません。

5条、受付番号7番は、東帷子の方と愛知県みよし市の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、東帷子地内で、農家住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及びフェンスを設置するとのことです。

令和4年8月8日付けで農振除外されています。

受付番号8番は、塩の方外1名と三重県四日市市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、塩地内で、隣接地を一体利用して9棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第1種農地となります。

日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

開発協議が必要な案件で、まちづくり条例、都市計画法の協議申請済みです。

令和4年2月25日付けで農振除外されています。

受付番号9番は、下切の方と土岐市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下切地内で、隣接地を一体利用して1棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありませんが、既設の石積みと新設のコンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号10番は、多治見市の方と柿下の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、久々利地内で、上下水道管製造業資材置場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありませんが、コンクリート柵板を設置するとのことです。

令和4年8月8日付けで農振除外されています。

受付番号11番は、瀬田の方外1名と川合の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、瀬田地内で、10棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

開発協議が必要な案件で、まちづくり条例、都市計画法の協議申請済みです。

令和3年2月9日付けで農振除外されています。

今回の申請に合わせて農振除外の目的変更が同時に提出されています。

受付番号12番は、瀬田の方と川合の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、瀬田地内で、農家住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

令和4年8月8日付けで農振除外されています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、今渡をお願いします。

熊 澤 委 員

推進委員1番の熊澤が受付番号1番の案件について報告します。

受付番号1番は、今渡地内にある農地を隣接宅地所有者が購入して、物置、駐車場として一体利用される申請です。雨水は自然浸透で、隣接所有者への説明も済み済み、問題ないと思います。

議 長

受付番号2番、3番、下恵土をお願いします。

中 村 委 員

農業委員3番の中村が受付番号2番、3番の案件について報告します。

受付番号2番は、下恵土東上屋敷地内の周囲に農地のない田を転用して共同住宅1棟を建築する申請です。

周囲に農地は無く、土地改良区の同意もあり、問題ないと思います。

受付番号3番は、今渡南小学校西の農地を転用事業者が電気事業の資材置場として一時転用する申請です。

農地の一部を一時転用として貸されるもので、問題ないと思います。

議 長 受付番号4番から6番及び事業計画変更受付番号1番、2番、土田お願いします。
 佐 橋 委 員 推進委員2番の佐橋が受付番号4番から6番と事業計画変更受付番号1番、2番の案件
 について報告します。
 受付番号4番は、土田東山地区の農地を15区画に宅地分譲する申請です。
 隣接地を宅地分譲してきた残地の転用申請で、高低差があるため一部は公共下水道へ接
 続、一部は合併浄化槽で道路側溝への排水となります。
 隣接地に農地はありませんので、問題ないと思います。
 受付番号5番は、土田大池の農地を2棟の分譲住宅にする転用申請です。
 上下水道共に整備されており、雨水は浸透枡、隣接所有者への説明も済んでおり、問題
 ないと思います。
 受付番号6番と事業計画変更、受付番号1番、2番は関連がありますので、併せて説明
 します。
 土田大池の土地で、隣接のアパートの駐車場として利用する目的で以前、農地転用許可
 を得ています。
 現地は1m程の段差があり駐車場として利用されていませんが、砕石が入れてあり農地
 性がない状況です。
 今回、アパートと同時に売買され、転用事業者がアパート入居者の庭として利用される
 目的で転用されるもので、周囲に農地は無く、問題ないと思います。

議 長 受付番号7番、東帷子お願いします。
 勝 野 委 員 推進委員3番の勝野が受付番号7番の案件について報告します。
 受付番号7番は、東帷子古瀬地内の土地改良エリア内の農地で、父の農地に使用貸借権
 を設定して息子が農家住宅を建築する申請です。
 土地改良区は解散されており、接道する市道に上下水道が整備されており、雨水は道路
 側溝への排水となっており、問題ないと思います。

議 長 受付番号8番、塩お願いします。
 若 尾 委 員 農業委員6番の若尾が受付番号8番の案件について報告します。
 受付番号8番は、塩地内にある農地で、9棟の分譲住宅を建築する転用申請です。
 隣接地も分譲住宅化されており上下水道共に整備されていますし、土地改良区の排水同
 意等もあり問題ないと思います。

議 長 受付番号9番、下切お願いします。
 玉 木 委 員 農業委員8番の玉木が受付番号9番の案件について報告します。
 受付番号9番は、下切山寺地区の住宅が隣接する場所にある農地に分譲住宅1棟を建設
 する転用申請です。
 周囲は住宅で、上下水道共に整備されており、雨水は道路側溝への排水となっており、
 問題ないと思います。

議 長 受付番号10番、久々利お願いします。
 奥村(富)委員 農業委員11番の奥村が受付番号10番の案件について報告します。
 受付番号10番は、久々利川南の山際で、土地改良区域の末端の農地となります。
 隣接の事業者が資材置場として利用するための申請となります。

議 長 奥村(榮)委員	土地改良区の同意、水路管理者の排水同意もあり、問題ないと思います。 受付番号 11 番、12 番、瀬田お願いします。 推進委員 8 番の奥村が受付番号 11 番、12 番の案件について報告します。 受付番号 11 番は、瀬田地内にある大型店舗の西にある農地を転用して、分譲住宅 10 棟を建築する申請となります。 雨水は道路側溝へ排水、上下水道は西側市道に新設し、土地改良区の同意も得てあります。 一部北側隣接地に農地が残り、雨水は自然浸透としており、降雨量が多い時の排水に問題がありますが、同意、承諾が得られており、問題ないと思います。 受付番号 12 番は、市営瀬田住宅近くの土地改良エリア内の農地を息子が使用貸借権を設定して農家住宅を建築する申請です。 上下水道共に整備されており、雨水は土地改良区の排水路へ排水、土地改良区の同意もあります。周囲は父の所有農地であり、問題ないと思います。
議 長 玉 木 委 員 事 務 局	只今、地元委員から発言のありました件について、何かご意見、ご質問はございませんか。 受付番号 2 番の案件について、個人の方が売買による 5 条許可を得て共同住宅を建築される申請ですが、事業の実現性は大丈夫ですか。 土地購入費や建築費などの必要経費と資金調達計画が提出されており、問題ないと判断しています。
樋 口 委 員 事 務 局	受付番号 6 番の案件について、庭を整備するとあるが、具体的になにをするのか。 アパート敷地と段差があり駐車場として利用できないため、アパート入居者のための庭を整備するとしています。具体的には、入居者の憩いの場としての利用と一部を入居者の家庭菜園としての利用を計画されています。
中 村 委 員 事 務 局	受付番号 11 番の案件について、隣接農地の雨水排水先について確認したい。 東側農地については、北側に農地が残るため、東側に排水用に農地を残して排水先を確保しています。西側北の農地については、所有者が水田としての農地利用を考えていないため、排水先は不要として、同意、承諾が得られております。
議 長 委 員 議 長	他にご意見、ご質問はございませんか。 他にご意見も無いようですのでお諮りいたします。 議案第 47 号及び第 48 号について、それぞれ原案のとおり許可相当及び承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。 【異議なしの声多数】 異議ないものと認め、議案第 47 号及び第 48 号について、それぞれ原案のとおり許可相当及び承認相当として、市に進達することに決しました。
議 長 事 務 局	続きまして、日程第 5、議案第 49 号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。 日程第 5、議案第 49 号、土地現況確認申請書（非農地）について説明します。

今月の申請は、2件です。

受付番号1番は、下恵土の方が所有する下恵土地内の畑です。

該当農地は、昭和60年頃まで耕作していましたが、昭和60年に倉庫を建築し、現在に至るとのことです。

受付番号2番は、神奈川県藤沢市の方が所有する淵之上地内の畑です。

該当農地は、昭和47年頃まで耕作していましたが、昭和47年に工場を新築し、翌年に増築し、現在に至るとのことです。

議長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、下恵土お願いします。

中村委員 農業委員3番の中村が、受付番号1番の案件について報告します。

倉庫が建築されており農地性はありませんので、問題ないと思います。

議長 受付番号2番、淵之上お願いします。

栗本委員 農業委員12番の栗本が、受付番号2番の案件について報告します。

相続により取得されましたが、以前より工場として利用されており農地性はありませんので、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見・質疑なし】

委員 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第49号について、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

委員 長 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第49号は原案のとおり承認することに決しました。

議長 続きまして、日程第6、議案第50号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第50号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について説明します。

今月の申請は、18件です。

受付番号1番から17番は、同じ法人が借人となりますので、併せて説明をします。

下切の方外16名と岐阜市の法人との間での新規の農地中間管理権を取得した使用貸借権の設定です。

下切外9地区内の該当農地について、令和14年10月までの10年間、中間管理権を取得し、利用集積を図るものです。

受付番号18番は、中恵土の方と塩河の法人との間での新規の解除条件付使用貸借権の設定です。

塩河地内の該当農地について、令和9年9月までの5年間、利用集積を図るものです。

議長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございま

せんか。

飯田委員 農地中間管理権を取得する岐阜市の法人と実際作業をしている大森の農地所有適格法人の関係について説明してほしい。

事務局 可児市内の農地を貸したい人の農地について、岐阜市の法人がまとめて中間管理権を取得（借受け契約）し、可児市で耕作作業をしてくれる大森の農地所有適格法人に使用貸借権を設定し、耕作してもらう契約を結びます。

議長 簡単に言いますと、貸したい人の農地を岐阜市の法人が借り、効率よく耕作してくれる大森の農地所有適格法人に耕作委託することです。

議員 他にご意見、ご質問はございませんか。

議長 【意見・質疑なし】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議長 議案第 50 号について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第 50 号は原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。

議長 続きますと、日程第 7、議案第 51 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 7、議案第 51 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見について説明します。

議長 番号 1 から 27 について、大森の農地所有適格法人が新規で使用貸借権を設定し、利用配分する計画案となっています。

議長 土地の概要等については、いずれも資料のとおりです。

議長 貸付期間は、令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日までの 10 年間です。

議長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 利用配分計画で使用貸借権を設定する農地所有適格法人は、現在耕作委託を受けている農地の管理が十分に出来ていない状況であるため、今回の農地も含めて、隣接農地耕作者へ迷惑をかけないように、農地管理を十分にしよう指導をしてほしい。

議長 担当課から指導するよう、事務局から連絡をお願いします。

事務局 今回の意見を担当課へ連絡し、農業委員会として意見が出たことを伝えてもらいます。

委員 農地所有適格法人は、市内全域で耕作委託を受けているが、人員も少なくなり、十分な管理ができていないのが現状です。

議長 今後も高齢化が進み、自作管理ができなく、耕作管理をお願いするケースが多くなる。農業委員会としても、耕作放棄地を増やさない対応を考えていく必要がある。

事務局 今後、人・農地関連法の施行に伴い、市として地域計画を策定し、有効に耕作していく方針を打ち出していく必要がある。農協、耕作できる方、農業法人、各農業委員・推進委

員、農業委員会等で、意見を伺っていくので、ご協力をお願いします。

玉木委員 委託単価の引き上げも考えてはどうか。

小林委員 単価を上げれば、委託契約を解約して、耕作放棄地が多くなる。
耕作放棄地の改善では補助金が少し出る。今後は、農地の有効活用について、補助金も含め、総合的に考えていく必要がある。

議長 色々と意見が出ましたが、今回の案件については、しっかりと耕作して頂くことを伝えていただきたいと思います。
それでは、他にご意見もないようですのでお諮りいたします。
議案第 51 号について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

委員 【異議ないしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第 51 号は、原案のとおり承認し市に報告することに決しました。
以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議長 続きます。農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。
はじめに、農地の適正管理の 8 月指導分について報告します。
別添資料 1 をご覧ください。(件数 23 件)
農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。
農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)の届出書の 8 月届出分です。
届出はありませんでした。
農業用施設の届出書の 8 月届出分です
別添資料 2 をご覧ください。(1 件)
続きます。8 月中に届出のあった農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、報告します。
4 件の届出がありました。
田 8 筆 3,400.00 m² 畑 10 筆 2,059.60 m² 合計 18 筆 5,459.60 m²
それでは、今後の日程について説明します。
次回の現地確認は 9 月 29 日の木曜日を予定しています。
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から個別確認になることがあります。
また、令和 4 年第 10 回農業委員会総会は、令和 4 年 10 月 4 日火曜日に午後 2 時から庁舎 5 階全員協議会室で開催を予定しています。
農業肥料購入緊急支援事業補助金について説明(産業振興課)
委員から質問あり(担当者が回答)

議長 これをもちまして、令和 4 年第 9 回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。
委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦労様でございました。

|